

# 総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 28 日（水） 午後 3 時 55 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・  
有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・釧物次長
8. 協議事項  
3 月定例会本会議（ 2 月 27 日）から付託された事件（議案 7 件）
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午後 3 時 55 分 閉会 午後 4 時 15 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 2 月 28 日

総務産業常任委員長

田 村 大 治 郎

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

— 開会 15:55 —

**田村委員長** 皆さんお疲れ様です。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくように、お願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われるようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 7 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 16 号「長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**増田選挙管理委員会事務局長** 選挙管理委員会事務局所管の議案第 16 号の条例改正につきましては、提案説明及び議案参考資料 2 ページにその内容をお示しており、特に補足説明はございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 15:57 —

— 再開 15:58 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 15 号「長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** 議案第 15 号でございますが、去る 2 月 16 日、今 3 月定例

会初日に、市長が申し上げました提案説明、及び、議案参考資料 1 ページに記載のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 15:59 —

— 再開 16:00 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 19 号「長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** 議案第 19 号でございしますが、今 3 月定例会初日に、市長が申し上げました提案説明、及び、議案参考資料 4 ページに記載のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 16:01 —

— 再開 16:01 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 17 号「長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** 議案第 17 号につきましても、今 3 月定例会初日に、市長が申し上げました提案説明、及び、議案参考資料の 3 ページに記載のとおりでござ

ざいまして、特に補足すべきことはございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 18 号「長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** 議案第 18 号につきましても、今定例会初日に、市長が申し上げました提案説明、及び、議案参考資料 3 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** それでは質疑をさせていただきます。会計年度任用職員の勤勉手当支給に関する条例改正ですけれども、今現在でいうと、この条例改正によって対象となる職員の数っていうのは何名でしょうか。

**沖村人事班長** 今回の対象となる職員でございすけれども、昨年の 12 月に支給をいたしました会計年度任用職員の期末手当の対象者につきましては、対象が 453 人のうち 188 名が対象でございましたので、それと同じ支給範囲というふうに考えておりますので、同等数の方が対象になろうというふうに考えております。

**重村委員** それじゃあもう一点だけ。この条例改正によって予算措置というのが必要になってこようと思いますけど、どのぐらいの予算措置が必要と推定されるのか質疑をさせていただきます。

**椎葉総務課長** この予算への影響額につきましては、全体で約 7,000 万程度と見込んでおります。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 18 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 16:05 —

— 再開 16:06 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 25 号「長門市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**波多野建設部長** 議案第 25 号につきましては、議案提案説明並びに議案参考資料 11 ページに記載のとおりで、特に補足説明はございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** それじゃあ一点。改正の内容の (2) のところで第 9 条の追加ということが謳われております。管理不全空家等に対する措置を追加ということで、この管理不全空家という文言のどういう状態の建物を指すのか、少し詳しくご説明をいただいたらというふうに思います。

**永尾住宅班長** 空家等対策の推進に関する特別措置法 13 条によりますと、空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがある状態。今は特定空家の一歩手前というような状態の空家を管理不全空家等というということで、略式代執行とか過去 4 件ぐらいやってきていますが、周囲に影響があるような、非常に危険な状態にある特定空家に今後なるであろうというような状態のことを指しています。

**重村委員** なんとなくわかりましたけど。特定空家になるって、代執行なんか行われる物件っていうのは、極端に言うともちろん相続人が探すけど不在であったりとか不明であったりとか。市が代わってやらないと周囲に危険を及ぼしたり安全の確保ができない、そういう状況にあるものです。この管理不全空家っていうのは、一歩その寸前の前での物件も対象にしようというふうな意味合いだろうと思うんですけど、もしここに当然、相続する人とか管理をすべき人が見つければこれには該当しないということによろしいですか。

**永尾住宅班長** 相続人であったり管理する方、所有者の方が判明した場合におきましても管理不全空家等に指定することで、法律上指導、勧告という行政指導が可能になっております。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 25 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定し

ました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 16:09 —

— 再開 16:10 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 28 号「市道路線の認定及び変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**波多野建設部長** 議案第 28 号市道路線の認定及び変更につきましては、参考資料の 14 ページから 17 ページまでに記載のとおりでございまして、油谷地区の市道大浦東線と市道大浦東 1 号線につきましては、県による一般県道油谷港線バイパス工事の完了にともない市道の一部を県道へ変更し、旧県道の一部を市道へと認定するものです。また、西深川地区の市道境川上の山 1 号線につきましては、国道 191 号に架かる橋梁について、新たに市道認定するものでございます。

**田村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**重廣委員** 市道認定なんですけど、国道から市道に認定するというケースは多々あると思うんですよね。今市道大浦東 1 号線ですか、あれはかなり幅が狭いっていうイメージの道ですよね。市道に認定する前にそれまでは県道でありますから、移管される場合に拡幅工事まではいかんでしょうけど、必要な舗装とか、例えばここはまずいから補強するとか、水路が悪いとか、そういうところが見受けられたら市道になる前に県のほうでやっていただけるのかどうか、そのあたりの確認をしたいと思います。

**末永都市建設課長** 大浦の区間につきましては、長門土木建築事務所と都市建設課の者が事前に路線を歩きまして改修要望いたしておりまして、このたび舗装あるいは排水設備、安全施設等々の改修修繕を県のほうでもう実施されております。

**重廣委員** それではもう一点、市道境川上の山 1 号線ですか。皆さんご存知のように境川の入り口のところに上に橋が架かってます。この橋の部分すべて市道にするということですよね。今、橋梁等の補強、補修とか点検とかやってますよね。これは今までやられてなかったと思うんですよ、県のもんですから。それが市のものになったわけですよね。あれを今度は補修するとは大変だなと勝手に思うわけなんですけど、今後それが耐震補強等の調査項目に入ってくるのかこないのか。今までは河川の橋梁だけだったんですけど、あれも一応橋梁ですから、皆さんの多く車が通る上にありますからね。そのあたり今後どのようにどうい

う扱いをされるのか伺いたいと思います。

**末永都市建設課長** 既存の橋梁につきましては、以前国が所轄で管理しておりました。それで協議の中で、引き取りまでに橋梁補修、落橋防止装置、それぞれの工事のほうをもう施工されておまして、当面、市のほうが補修等を行う必要はないであろうというレベルまで橋のほうはなっております。従いまして、点検のほうは我々が橋梁点検やっております点検の中に組み込む必要がございます。そういった感じで5年に一度の点検のほうは実施していくようになります。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第28号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、3月5日の予算決算常任委員会総務産業分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもお疲れ様でした。